

# 令和 8 年度（2026 年度） 職業訓練指導員試験受験案内

この試験は、職業能力開発促進法に基づき職業訓練指導員の資格を取得するためのもので、合格者には申請により職業訓練指導員免許証が交付されます。

この試験は、熊本県職業訓練指導員の職員採用試験ではありません。

## 1 実施職種

職業能力開発促進法施行規則別表第 11 に掲げる職種（別表 1 のとおり）

## 2 試験科目

学科試験のうち指導方法

（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導、職業訓練関係法規）

## 3 受験資格

実技試験の全部及び学科試験（関連学科）が免除される者（別表 2 から別表 4 のとおり）  
ただし、次のいずれかに該当する者は受験できません。

(1) 拘禁刑（ ）以上の刑に処せられた者

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号。以下「旧刑法」という。）第 1 2 条に規定する懲役及び旧刑法第 1 3 条に規定する禁錮を含む。

(2) 職業訓練指導員の免許の取消しを受け、当該取消しの日から 2 年を経過しない者

## 4 試験期日及び試験会場

試験科目		試験期日	試験会場
学科試験	指導方法 (全職種)	令和 8 年(2026 年)9 月 4 日(金) 午前 10 時 45 分～ 午前 11 時 45 分 午前 10 時 30 分着席	熊本県庁本館 1302 会議室 (本館 13 階) 熊本市中央区水前寺六丁目 18-1

熊本県庁外来駐車場のスペースには限りがありますので、できるだけ公共交通機関等を御利用ください。

## 5 受験申請手続

### (1) 提出書類

- ・ 受験申請に必要な書類等は次のとおりです。
- ・ 受験票には必ず 85 円切手を貼り付けてください。
- ・ 写真（申請前 6 か月以内に撮影した上半身正面脱帽。裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）2 枚を受験申請書及び写真票に貼り付けてください。

提出書類 受験者区分	受験申請書・ 履歴書・受験票	卒業(修了)証書 の写し	関連学科を履修 したことの分か る証明書	実務経年数 証明書	技能検定合格証 書の写し	他の法律に基づ く免許証等の 写し	手数料 (熊本県収入証紙)
大学・短大・高専・高等学校の卒業 者（関連学科履修）							
職業能力開発施設の修了者							
厚生労働大臣の指定する学校の卒業 者（関連学科履修）							
実務経験のみの方							
技能検定合格者							
他の資格の所持者 (別表4参照)							

### (2) 受付期間及び時間

令和 8 年(2026 年)7 月 6 日(月)から同年 7 月 27 日(月)まで

持参する場合は、土日及び祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までにお越しください。また、郵送する場合は、7 月 27 日付けの消印のあるものまで有効とします。

### (3) 申請書の提出先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目 18- 1 労働雇用創生課 あて

郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書きしてください。

## 6 受験手数料

(1) 手数料の額 学科試験 3,100 円

### (2) 納付の方法

受験手数料相当額の熊本県収入証紙(収入印紙ではありません。)を受験申請書の所定の欄に貼り付けてください。

なお、受験申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合または試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

## 7 受験票の交付

受験申請書を受理したときは、後日、受験票を本人に送付します。

## 8 合格発表

合格者の受験番号を令和 8 年(2026 年)9 月 18 日(金)付けの熊本県公報で公示するとともに、熊本県のホームページに掲載し、合格者あて通知します。(不合格者には通知しません。)

## 9 試験結果の情報提供について

この試験の結果については、以下のとおり情報の提供を求めることができます。受験者本人が 受験票及び 本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を持参の上、提供期間中の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間に直接提供場所へお越しください。

なお、電話、メール、郵便等による提供の求めに対しては提供できませんのでご注意ください。

提供を求めることができる人	提供内容	提供期間	提供場所
受験者本人のみ	学 科 試 験 (指導方法) の得点	令和 8 年 9 月 18 日(金) ~ 同年 10 月 16 日(金)まで (土・日・祝日を除く)	熊本県商工労働部 商工雇用創生局労働雇用 創生課(県庁本館 7 階)

## 10 職業訓練指導員免許証の交付について

合格者には、申請（手数料 2,300 円）によって職業訓練指導員の免許証が交付されます。

職業訓練指導員試験合格証書を郵送する際に、申請書等を同封しますので、免許申請の手続きを行ってください。ただし、次のいずれかに該当する者は申請できません。

- (1) 心身の故障により職業訓練指導員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定める者（精神の機能の障害により職業訓練指導員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者）
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- (3) 職業訓練指導員の免許の取消しを受け、当該取消しの日から 2 年を経過しない者

## 11 実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者について

実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることのできる者（以下「全免除者」という。）による受験申請については、5(2)の申請書類の受付期間に限らず、通年で行うことが可能であり、全免除者は受験手続と併せて職業訓練指導員免許の申請手続を行うことができます。

手続については、熊本県ホームページ「全免除者対象 職業訓練指導員試験について」をご確認ください。

## 12 その他

- (1) 試験の実施に際し、収集した個人情報、この試験で必要な範囲でのみ使用します。
- (2) 試験当日は、受験票、筆記用具を持参してください。
- (3) 試験についての不明な点は、お問い合わせください。

別表 1 職業訓練指導員免許職種一覧（全 123 職種）

園芸科	時計科	製本科	表具科	デザイン科
造園科	光学ガラス科	プラスチック製品科	左官・タイル科	義肢装具科
森林環境保全科	光学機器科	レーザー加工科	築炉科	電気通信科
鉄鋼科	計測機器科	ガラス科	ブロック建築科	電話交換科
鑄造科	理化学機器科	ほうろう製品科	熱絶縁科	事務科
鍛造科	製材機械科	陶磁器科	冷凍空調機器科	貿易事務科
熱処理科	内燃機関科	石材科	配管科	流通ビジネス科
塑性加工科	建設機械科	麺科	住宅設備機器科	写真科
溶接科	農業機械科	パン・菓子科	さく井科	介護サービス科
構造物鉄工科	縫製機械科	食肉科	土木科	理容科
金属表面処理科	織布科	水産物加工科	測量科	美容科
機械科	織機調整科	発酵科	建築物設備管理科	ホテル・旅館・レストラン科
電子科	染色科	建築科	ボイラー科	観光ビジネス科
電気科	ニット科	枠組壁建築科	クレーン科	日本料理科
コンピュータ制御科	洋裁科	とび科	建設機械運転科	中国料理科
発電電科	洋服科	建設科	港湾荷役科	西洋料理科
送配電科	縫製科	プレハブ建築科	化学分析科	臨床検査科
電気工事科	和裁科	屋根科	公害検査科	フラワー装飾科
自動車製造科	寝具科	スレート科	木材工芸科	メカトロニクス科
自動車整備科	帆布製品科	建築板金科	竹工芸科	情報処理科
自動車車体整備科	木型科	防水科	漆器科	フォークリフト科
航空機製造科	木工科	サッシ・ガラス施工科	貴金属・宝石科	建築物衛生管理科
航空機整備科	工業包装科	畳科	印章彫刻科	福祉工学科
鉄道車両科	紙器科	インテリア科	塗装科	
造船科	製版・印刷科	床仕上げ科	広告美術科	

別表2 受験資格及び試験の免除の範囲（一部）

免除資格（主なもの）	免除の範囲			
	実技	学科		
		関連学科		指導方法
系基礎学科		専攻学科		
免許職種に関し、1級の技能検定または単一等級（「バルコニー施工」及び「電子回路接続」を除く。）の技能検定合格者				
免許職種に関し、2級の技能検定合格者				
職業訓練指導員免許を受けた者				
免許職種に関し、職業訓練指導員の実技試験合格者				
免許職種に関し、職業訓練指導員の学科試験合格者				
免許職種に関し、職業訓練指導員の学科試験の一部合格者（該当する試験区分のみ）				

(注) 印は、試験が免除される範囲。 印は、同一系基礎学科についてのみ試験免除。

印は、合格した試験区分について試験免除。

受験職種に相当する技能検定職種については、別表5(6ページ)参考。

別表3 受験資格及び試験の免除の範囲（一部）

受験資格（主なもの）			免除の範囲			
分野	条件	実務経験年数	実技	学科		
				関連学科		指導方法
				系基礎学科	専攻学科	
学校教育	大学卒業	1年以上				
	短期大学卒業	2年以上				
	高等専門学校卒業	2年以上				
	職業課程の高等学校卒業	3年以上				
	普通課程の高等学校卒業	5年以上				
職業訓練	長期課程の指導員訓練修了	1年以上				
	応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了	-				
	専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了	1年以上				
	普通課程の普通職業訓練修了	2年以上				
	専修訓練課程の普通職業訓練修了	3年以上				
	短期課程の普通職業訓練(700時間以上)修了	3年以上				
	免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者	1年以上				○
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者	1年以上		○	○		
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者	1年以上	○				
厚生労働大臣の指定学校	専門課程(2年)の専修学校卒業	3年以上				
	専門課程(3年)の専修学校卒業	2年以上				
	高等課程若しくは一般課程(2年)の専修学校または各種学校(2年)卒業	4年以上				
	高等課程若しくは一般課程(3年)の専修学校または各種学校(3年)卒業	3年以上				
実務経験のみ		8年以上				

(注) 印は、免許職種に関する学科を履修していること。 印は、試験が免除される範囲。

実務経験年数は、免許職種に関する経験年数をいう。

別表4 他の法令に基づく資格による受験資格及び試験の免除の範囲（一部）

免許職種	受験資格	免除の範囲		
		実技	関連学科	
			系基礎学科	専攻学科
溶接科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特別ボイラー溶接士免許を有する者			
電子科	電波法による第一級陸上無線技術士の免許を有する者			
	昭和四十八年省令による改正前の航空機製造事業法施行規則による電子機器国家試験の合格証を有する者			
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則による一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士若しくは二級二輪自動車整備士、平成12年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による一級四輪自動車整備士又は昭和53年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による二級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者			
航空機整備科	航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験合格証を有する者			
	航空法による一等航空整備士若しくは二等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者			
測量科	測量法による測量士の試験の合格証書を有する者			
ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する者又は電気事業法によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者			
	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者			
電気通信科	電波法による第一級総合無線通信士の免許を有する者			
臨床検査科	医師法による医師国家試験、歯科医師法による歯科医師国家試験又は獣医師法による獣医師国家試験の合格証書を有する者			
	臨床検査技師等に関する法律による臨床検査技師の免許を有する者			
事務科	公認会計士法による公認会計士試験の短答式による試験若しくは論文式による試験、平成15年法律による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士法による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者			
	商工会議所法に基づいて商工会議所が行う簿記に関する一級の技能の検定の合格証明書を有する者			
和裁科	商工会議所法に基づいて商工会議所が行う和裁に関する一級又は二級の技能の検定の合格証書を有する者			
上記以外の範囲にあっては、職業能力開発促進法施行規則別表第11の3に掲げる試験の免除を受けることができる者		職業能力開発促進法施行規則別表第11の3に掲げる免除の範囲		

(注) 印は、試験が免除される範囲。 印は、試験科目の簿記の試験免除。この区分で受験資格を申請する場合は、合格を証する書面が必要です。

別表5 技能検定職種と職業訓練指導員免許職種との対応表

検定職種	免許職種	検定職種	免許職種
ビル設備管理	建築物設備管理科	紙器・段ボール箱製造	紙器科
園芸装飾	園芸科	ブリプレス	製版・印刷科
造園	造園科	印刷	
	森林環境保全科	製本	製本科
さく井	さく井科	プラスチック成形	プラスチック製品科
金属溶解	鉄鋼科	強化プラスチック成形	
	鋳造科	石材施工	石材科
鋳造	鋳造科	パン製造	パン・菓子科
粉末冶金		菓子製造	
ダイカスト		製麺	麺科
鍛造	鍛造科	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	食肉科
金属熱処理	熱処理科	水産練り製品製造	水産物加工科
金属材料試験		みそ製造	発酵科
機械加工	機械科	酒造	
非接触除去加工		建築大工	建築科
金型製作		枠組壁建築	枠組壁建築科
仕上げ		バルコニー施工	
機械検査		かわらぶき	屋根科
機械保全		とび	とび科
油圧装置調整		左官	左官・タイル科
テクニカルイラストレーション		タイル張り	
機械・プラント製図		築炉	築炉科
金属プレス加工	塑性加工科	ブロック建築	ブロック建築科
工場板金		エーエルシーパネル施工	
建築板金	塑性加工科 建築板金科	畳製作	畳科
鉄工	塑性加工科 造船科 構造物鉄工科 鉄道車両科	配管	配管科 住宅設備機器科
めっき	金属表面処理科	型枠施工	建設科
アルミニウム陽極酸化処理		鉄筋施工	
切削工具研削	機械科 製材機械科	コンクリート圧送施工	
電子回路接続	電子科	防水施工	防水科
電子機器組立て		内装仕上げ施工	インテリア科 床仕上げ科
半導体製品製造		熱絶縁施工	熱絶縁科
電気機器組立て	電気科	カーテンウォール施工	サッシ・ガラス施工科
シーケンス制御	メカトロニクス科	ガラス施工	
自動販売機調整	電子科 電気科	サッシ施工	建築科 サッシ・ガラス施工科
鉄道車両製造・整備	鉄道車両科	ウエルポイント施工	さく井科 土木科
時計修理	時計科	電気製図	電気科
光学機器製造	光学ガラス科 光学機器科	化学分析	化学分析科 公害検査科
内燃機関組立て	自動車製造科 内燃機関科	貴金属装身具製作	貴金属・宝石科
縫製機械整備	縫製機械科	印章彫刻	印章彫刻科
建設機械整備	建設機械科	表装	インテリア科 表具科
農業機械整備	農業機械科	塗装	塗装科
冷凍空調機器施工	冷凍空調機器科	塗料調色	
染色	染色科	広告美術仕上げ	広告美術科
ニット製品製造	ニット科	義肢・装具製作	義肢装具科
婦人子供服製造	洋裁科	工業包装	工業包装科
紳士服製造	洋服科	写真	写真科
和裁	和裁科	調理	日本料理科 中国料理科 西洋料理科
寝具製作	寝具科	ビルクリーニング	建築物衛生管理科
帆布製品製造	帆布製品科	フラワー装飾	フラワー装飾科
布はく縫製	縫製科		
機械木工	木工科		
家具製作			
建具製作			

職業能力開発促進法施行規則 別表第11の2

お問い合わせ

〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18-1  
 熊本県 商工労働部 商工雇用創生局 労働雇用創生課 人材育成・活躍支援班  
 電話：096-333-2344 FAX：096-382-3279